

議案第 19 号

多可町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

多可町手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議決を求める。

令和 6 年 3 月 1 日提出

多可町長 吉 田 一 四

多可町手数料条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

条例第 号

多可町手数料条例（平成17年多可町条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表の第9項の表を次のように改める。

	手数料を徴収する事務	手数料の金額
(1)	指定居宅介護支援事業者の指定（当該申請に係る事業所が町の区域内にある場合に限る）の申請に対する審査	1 件につき 20,000円
(2)	指定居宅介護支援事業者の指定（当該申請に係る事業所が町の区域内にある場合に限る）の更新の申請に対する審査	1 件につき 10,000円
(3)	指定介護予防支援事業者の指定（当該申請に係る事業所が町の区域内にある場合に限る）の申請に対する審査	1 件につき 14,000円
(4)	指定介護予防支援事業者の指定（当該申請に係る事業所が町の区域内にある場合に限る）の更新の申請に対する審査	1 件につき 7,000円
(5)	指定地域密着型サービス事業者の指定（当該申請に係る事業所が町の区域内にある場合に限る）の申請に対する審査	ア イに掲げる場合以外の場合 1 件につき 20,000円 イ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う場合 1 件につき 30,000円
(6)	指定地域密着型サービス事業者の指定	ア イに掲げる場合以外の場合

	(当該申請に係る事業所が町の区域内にある場合に限る)の更新の申請に対する審査	1件につき イ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う場合 1件につき	10,000円 15,000円
(7)	指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定(当該申請に係る事業所が町の区域内にある場合に限る)の申請に対する審査	1件につき	14,000円
(8)	指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定(当該申請に係る事業所が町の区域内にある場合に限る)の更新の申請に対する審査	1件につき	7,000円

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

多可町手数料条例の新旧対照表

現 行			改 正		
別表（第2条関係） 9 介護保険法（平成9年法律第123号）に関する手数料			別表（第2条関係） 9 介護保険法（平成9年法律第123号）に関する手数料		
	手数料を徴収する事務	手数料の金額		手数料を徴収する事務	手数料の金額
(1)	指定居宅介護支援事業者の指定（当該申請に係る事業所が町の区域内にある場合に限る）の申請に対する審査	1件につき 20,000円	(1)	指定居宅介護支援事業者の指定（当該申請に係る事業所が町の区域内にある場合に限る）の申請に対する審査	1件につき 20,000円
(2)	指定居宅介護支援事業者の指定（当該申請に係る事業所が町の区域内にある場合に限る）の更新の申請に対する審査	1件につき 10,000円	(2)	指定居宅介護支援事業者の指定（当該申請に係る事業所が町の区域内にある場合に限る）の更新の申請に対する審査	1件につき 10,000円
			(3)	指定介護予防支援事業者の指定（当該申請に係る事業所が町の区域内にある場合に限る）の申請に対する審査	<u>1件につき</u> <u>14,000円</u>
			(4)	指定介護予防支援事業者の指定（当該申請に係る事業所が町の区域内にある場合に限る）の更新の申請に対する審査	<u>1件につき</u> <u>7,000円</u>
(3)	指定地域密着型サービス事業者の指定（当該申請に係る事業所が町の区域内にある場合に限る）の申請に対する審査	ア イに掲げる場合以外の場合 1件につき 20,000円 イ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う場合 1件につき 30,000円	(5)	指定地域密着型サービス事業者の指定（当該申請に係る事業所が町の区域内にある場合に限る）の申請に対する審査	ア イに掲げる場合以外の場合 1件につき 20,000円 イ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う場合 1件につき 30,000円
(4)	指定地域密着型サービス事業者の指定	ア イに掲げる場合以外の場合	(6)	指定地域密着型サービス事業者の指定	ア イに掲げる場合以外の場合

現		行		改		正	
	(当該申請に係る事業所が町の区域内にある場合に限る)の更新の申請に対する審査	1件につき	10,000円		(当該申請に係る事業所が町の区域内にある場合に限る)の更新の申請に対する審査	1件につき	10,000円
		イ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う場合				イ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う場合	
		1件につき	15,000円			1件につき	15,000円
(5)	指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定(当該申請に係る事業所が町の区域内にある場合に限る)の申請に対する審査	1件につき	14,000円	(7)	指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定(当該申請に係る事業所が町の区域内にある場合に限る)の申請に対する審査	1件につき	14,000円
(6)	指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定(当該申請に係る事業所が町の区域内にある場合に限る)の更新の申請に対する審査	1件につき	7,000円	(8)	指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定(当該申請に係る事業所が町の区域内にある場合に限る)の更新の申請に対する審査	1件につき	7,000円